

法務省

表9-4 法務省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事前評価

表9-4-① 新規採択事業等を対象として事前評価した政策

事業の名称	施設の整備（松戸法務総合庁舎新営工事）			
政策評価の結果の概要	事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。			
	評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点以上)	事業計画の 効果 (100点以上)
	名称			
	松戸法務総合庁舎新営工事	125点	100点	133点
政策評価の結果の政策への反映状況	千葉県松戸市に法務総合庁舎（千葉地方検察庁松戸支部・千葉地方法務局松戸支局）を整備するため、事業費を計上した。 【今後の予定】 施設の全体運用開始から5年経過後に事後評価を実施する予定である。			

事業の名称	施設の整備（岡山法務総合庁舎新営工事）			
政策評価の結果の概要	事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。			
	評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点以上)	事業計画の 効果 (100点以上)
	名称			
	岡山法務総合庁舎新営工事	114点	100点	146点
政策評価の結果の政策への反映状況	岡山県岡山市に法務総合庁舎（岡山地方検察庁・岡山保護観察所・岡山公安調査事務所）を整備するため、事業費を計上した。 【今後の予定】 施設の全体運用開始から5年経過後に事後評価を実施する予定である。			

事業の名称	法務に関する調査研究（無差別殺傷事犯の研究）			
政策評価の結果の概要	本研究では、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」に掲げられた「無差別殺傷事件の社会的背景等に関する調査研究」を行い、その結果について、法務省関係部局に対し、上記行動計画を受けて法務省が取り組む治安再生のための施策の検討に活用できる基礎資料を提供することを目標とした。 本研究は、事件記録の精査等によって無差別殺傷事件について詳細な調査分析を行うものであるが、無差別殺傷事犯については、これまで十分なデータに基づいた系統立った研究は行われていない。本研究において、無差別殺傷事犯が発生する社会的背景や犯行の心理的要因が幅広く調査分析されることにより、犯罪捜査、公判遂行、再犯防止の観点などから、法務省が取り組む治安再生のための各施策の検討等に活用できる基礎資料を提供できることが見込まれるものと評価した。 また、本研究では、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価のために設定した「研究評価検討委員会における評価基準」（以下「評価基準」という。）第4に掲げる各評価項目の合計点について、相当程度以上に効果があった（90点満点中63点以上）との評価を得ることを目標とした。研究評価検討委員会において評価基準に基づき本研究を評価したところ、本研究は必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、評点の合計点は84点であった。このことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると評価した。			
	本評価結果を踏まえ、平成22年度予算において、所要の経費を計上した。			
	(1) 研究期間 平成22年度から平成23年度までの2か年計画 (2) 平成22年度予算額 1,404千円 (3) 研究内容			
政策評価の結果の政策への反映状況				

	<p>ア 警察庁の統計等から無差別殺傷事犯の動向を把握する。</p> <p>イ おおむね過去 10 年間に有罪判決が確定した殺人、強盗殺人及びそれらの未遂事件であって、動機が分かりにくいものを対象とする。</p> <p>ウ 動機、犯行態様、事犯者の精神状況、人格特性、家庭環境・成育環境、教育・就労状況、対人関係、趣味・し好、態度・価値観等を調査する。</p>
--	--

事業の名称	法務に関する調査研究（諸外国における位置情報確認制度の研究）
政策評価の結果の概要	<p>本研究では、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」に掲げられている「GPS 発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策」の検討に活用できる基礎資料を法務省関係部局等に提供することを目標とした。</p> <p>本研究は、GPS を利用した位置情報確認制度について、各種文献調査や実地調査によって諸外国の制度を研究するものであるが、調査対象の諸外国はいずれも位置情報確認制度を先進的に実施している国々である。同制度を全般的に調査することによって、同施策の検討に活用できる基礎資料を提供できることが見込まれるものと評価した。</p> <p>また、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価のために設定した「研究評価検討委員会における評価基準」（以下「評価基準」という）第 4 に掲げる各評価項目の合計点について、相当程度以上に効果があった（90 点満点中 63 点以上）との評価を得ることを目標とした。</p> <p>研究評価検討委員会において評価基準に基づき本研究を評価したところ、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、評点の合計点は 87 点であった。このことから、本研究は評価基準第 3 の 3 に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると評価した。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>本評価結果を踏まえ、平成 22 年度予算において、所要の経費を計上した。</p> <p>(1) 研究期間 平成 22 年度の 1 年計画</p> <p>(2) 平成 22 年度予算額 7,008 千円</p> <p>(3) 研究内容</p> <p>ア 日本国内で入手できる文献・公開資料を入手し、調査対象国である米国、ドイツ、スウェーデン、カナダ及び韓国の 5 か国の制度について、制度導入の経緯等、制度の目的、対象者、運用状況、実際上の効果及び運用上の問題点を調査する。</p> <p>イ 上記調査対象国の関係機関を訪問し、担当者から聞き取りを行うなど実地調査を行う。</p>

表9-4-② 実績評価方式により事後評価した政策

<p>施策名</p>	<p>法教育の推進</p>																																																		
<p>施策の概要</p>	<p>法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件整備のため、法教育の推進を図る。</p>																																																		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>〔達成目標1〕 法教育の推進を実効性あるものとするためには、法教育の在り方や教材の内容を検討し、法教育を全国に普及・発展させる必要がある。 そこで、これまで必ずしもその取組が進んでいなかった私法分野教育及び小学生を対象とした法教育について検討を行うため、法教育推進協議会内に2つの部会を設け、教育関係者、法律専門家及び有識者の意見を集結してそれぞれの基本的な考え方について検討した。部会での検討結果を受け、同協議会において、私法分野教育に関する検討を取りまとめたとともに小学生を対象とした法教育についても、近日中に取りまとめを行う予定であり、これらの検討の進捗状況から、効率性、有効性が認められる。</p> <p>〔達成目標2〕 法教育の研究はまだ浅く、法教育の意義に対する国民の十分な理解を得るための広報活動を行う必要がある。 そこで、説明会、講演会によるいわゆる草の根広報を行うとともに話題性に富むシンポジウムを実施した。特に、シンポジウムについては、参加者の満足度が80パーセントを超えただけでなく、新聞でも特集が生まれ、広範囲の周知に繋がったことから、効率性、有効性が認められる。 （評価結果の今後の政策への反映の方向性等） この結果を踏まえ、引き続き、法教育推進協議会を通じた法教育の発展に努めるとともに、法教育を全省的に推進するため立ち上げたプロジェクトチームを通じて、より一層効率的、効果的な法教育の推進に取り組んでいくこととする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="363 1137 1385 1630"> <tr> <td colspan="6" data-bbox="363 1137 1385 1182"> <p>達成目標1</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="363 1182 1385 1216"> <p>法教育推進協議会を実施し、法教育の推進を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1216 512 1361"> <p>指標</p> </td> <td data-bbox="512 1216 743 1361"> <p>法教育推進協議会の実施状況</p> </td> <td data-bbox="743 1216 855 1361"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="855 1216 1015 1361"> <p>部会の検討結果の取りまとめ</p> </td> <td data-bbox="1015 1216 1129 1361"> <p>測定結果</p> </td> <td data-bbox="1129 1216 1385 1361"> <p>私法分野については、検討結果を取りまとめた。小学校教材については、近日中に取りまとめる予定。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="363 1361 1385 1395"> <p>達成目標2</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="363 1395 1385 1429"> <p>法教育についての広報活動を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1429 512 1496"> <p>指標1</p> </td> <td data-bbox="512 1429 743 1496"> <p>説明会・シンポジウム等の実施回数</p> </td> <td data-bbox="743 1429 855 1496"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="855 1429 1015 1496"> <p>5回以上</p> </td> <td data-bbox="1015 1429 1129 1496"> <p>測定結果</p> </td> <td data-bbox="1129 1429 1385 1496"> <p>7回</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1496 512 1563"> <p>指標2</p> </td> <td data-bbox="512 1496 743 1563"> <p>説明会・シンポジウム等の参加人数</p> </td> <td data-bbox="743 1496 855 1563"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="855 1496 1015 1563"> <p>500人以上</p> </td> <td data-bbox="1015 1496 1129 1563"> <p>測定結果</p> </td> <td data-bbox="1129 1496 1385 1563"> <p>約1,040人</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1563 512 1630"> <p>指標3</p> </td> <td data-bbox="512 1563 743 1630"> <p>シンポジウムに対する満足度</p> </td> <td data-bbox="743 1563 855 1630"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="855 1563 1015 1630"> <p>80%以上</p> </td> <td data-bbox="1015 1563 1129 1630"> <p>測定結果</p> </td> <td data-bbox="1129 1563 1385 1630"> <p>81%</p> </td> </tr> </table>			<p>達成目標1</p>						<p>法教育推進協議会を実施し、法教育の推進を図る。</p>						<p>指標</p>	<p>法教育推進協議会の実施状況</p>	<p>目標値等</p>	<p>部会の検討結果の取りまとめ</p>	<p>測定結果</p>	<p>私法分野については、検討結果を取りまとめた。小学校教材については、近日中に取りまとめる予定。</p>	<p>達成目標2</p>						<p>法教育についての広報活動を行う。</p>						<p>指標1</p>	<p>説明会・シンポジウム等の実施回数</p>	<p>目標値等</p>	<p>5回以上</p>	<p>測定結果</p>	<p>7回</p>	<p>指標2</p>	<p>説明会・シンポジウム等の参加人数</p>	<p>目標値等</p>	<p>500人以上</p>	<p>測定結果</p>	<p>約1,040人</p>	<p>指標3</p>	<p>シンポジウムに対する満足度</p>	<p>目標値等</p>	<p>80%以上</p>	<p>測定結果</p>	<p>81%</p>
<p>達成目標1</p>																																																			
<p>法教育推進協議会を実施し、法教育の推進を図る。</p>																																																			
<p>指標</p>	<p>法教育推進協議会の実施状況</p>	<p>目標値等</p>	<p>部会の検討結果の取りまとめ</p>	<p>測定結果</p>	<p>私法分野については、検討結果を取りまとめた。小学校教材については、近日中に取りまとめる予定。</p>																																														
<p>達成目標2</p>																																																			
<p>法教育についての広報活動を行う。</p>																																																			
<p>指標1</p>	<p>説明会・シンポジウム等の実施回数</p>	<p>目標値等</p>	<p>5回以上</p>	<p>測定結果</p>	<p>7回</p>																																														
<p>指標2</p>	<p>説明会・シンポジウム等の参加人数</p>	<p>目標値等</p>	<p>500人以上</p>	<p>測定結果</p>	<p>約1,040人</p>																																														
<p>指標3</p>	<p>シンポジウムに対する満足度</p>	<p>目標値等</p>	<p>80%以上</p>	<p>測定結果</p>	<p>81%</p>																																														
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>法教育推進協議会では、私法分野及び小学校向けの教材を完成させた後、法教育推進のための新たな取組として、法教育の中心的な担い手である教育関係者や法律関係者、将来の法教育の担い手となる大学生及び大学院生等を対象とした法教育に関する論文コンクールを実施することとし、その準備を行っている。 また、法教育の全省的取組として、学校等からの申し込みに応じて法務省職員等を派遣して法教育授業を行うこととし、そのためプロジェクトチームにおいて授業で使用する公法系、刑事系及び民事系の教材を作成した。</p>																																																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 司法制度改革推進計画</p>	<p>年月日 平成14年3月19日</p>	<p>記載事項(抜粋) 司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる。</p>																																																

<p>施策名</p>	<p>検察権行使を支える事務の適正な運営</p>																																																								
<p>施策の概要</p>	<p>検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。</p>																																																								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>〔達成目標 1 及び 2〕 犯罪の国際化が一段と進み、また、犯罪被害者の保護・支援について種々の施策を進めていくことが求められている中で、検察に対する期待は高まっており、検察機能のより一層の強化を図ることが「世界一安全な国」の復活に寄与することになるため、通訳人及び被害者支援員に対する効果的な研修を実施する必要性が認められる。 また、これら研修については、中央で実施することにより、全国均一的な研修員の能力向上及び統一的な情報提供を図るとともに、講師に関する資源投入を最小限に抑えており、効率性が認められる。 アンケート調査結果によっても、研修員の資質向上に資するものであったことが確認できており、有効性が認められる。</p> <p>〔達成目標 3〕 裁判員法の円滑な運用のためには、検察の役割や刑事司法について国民の正しい理解を得ることが重要であることから、検察に関する広報活動を積極的に実施する必要性が認められる。 また、検察庁職員において、できる限りの機会をとらえて説明広報を実施するとともに、可能な限り経費を節減しつつ周知広報を実施した結果、国民の検察に対する理解が深まったものと考えられ、効率性・有効性が認められる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>〔達成目標 1 及び 2〕 今後とも、アンケート調査結果を踏まえ、研修員の質的向上のための施策を進めていくことにする。</p> <p>〔達成目標 3〕 今後も引き続き幅広い層の国民に対して、検察広報活動を積極的に実施するとともに、検察庁ホームページの充実を図り、広報活動を展開していくことにする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="360 1077 1465 1503"> <tr> <td colspan="6" data-bbox="360 1077 1465 1111">達成目標 1</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="360 1111 1465 1140">適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1140 443 1229">指標</td> <td data-bbox="443 1140 671 1229">研修参加者に対するアンケート調査</td> <td data-bbox="671 1140 791 1229">目標値等</td> <td data-bbox="791 1140 1019 1229">研修を有意義とする回答を90%超</td> <td data-bbox="1019 1140 1139 1229">測定結果</td> <td data-bbox="1139 1140 1465 1229">95.4%が有意義とする旨(参考になった)回答超</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="360 1229 1465 1258">達成目標 2</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="360 1258 1465 1288">犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1288 443 1377">指標</td> <td data-bbox="443 1288 671 1377">研修参加者に対するアンケート調査</td> <td data-bbox="671 1288 791 1377">目標値等</td> <td data-bbox="791 1288 1019 1377">研修を有意義とする回答を90%超</td> <td data-bbox="1019 1288 1139 1377">測定結果</td> <td data-bbox="1139 1288 1465 1377">94.3%が有意義とする旨(役に立つ)回答超</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="360 1377 1465 1406">達成目標 3</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="360 1406 1465 1435">検察に関する広報活動を積極的に実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1435 443 1503">指標</td> <td data-bbox="443 1435 671 1503">広報実施回数の対前年度増</td> <td data-bbox="671 1435 791 1503">目標値等</td> <td data-bbox="791 1435 1019 1503">対前年度増</td> <td data-bbox="1019 1435 1139 1503">測定結果</td> <td data-bbox="1139 1435 1465 1503">2万6,062回実施(H19年度1万7,969回)</td> </tr> </table>			達成目標 1						適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。						指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超	測定結果	95.4%が有意義とする旨(参考になった)回答超	達成目標 2						犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。						指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超	測定結果	94.3%が有意義とする旨(役に立つ)回答超	達成目標 3						検察に関する広報活動を積極的に実施する。						指標	広報実施回数の対前年度増	目標値等	対前年度増	測定結果	2万6,062回実施(H19年度1万7,969回)
達成目標 1																																																									
適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。																																																									
指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超	測定結果	95.4%が有意義とする旨(参考になった)回答超																																																				
達成目標 2																																																									
犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。																																																									
指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超	測定結果	94.3%が有意義とする旨(役に立つ)回答超																																																				
達成目標 3																																																									
検察に関する広報活動を積極的に実施する。																																																									
指標	広報実施回数の対前年度増	目標値等	対前年度増	測定結果	2万6,062回実施(H19年度1万7,969回)																																																				
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>○予算 評価結果を踏まえ、「捜査における通訳の適正の確保」、「犯罪被害者等に対する対応の充実」及び「検察広報の積極的推進」等の事業を引き続き積極的に推進することとし、平成22年度予算において、所要の経費を計上した。</p> <p>○機構 評価結果を踏まえ、上記事業を更に積極的に推進することとし、検察広報官2名を増設した。</p>																																																								
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>犯罪に強い社会の実現のための行動計画</p> <p>犯罪被害者等基本法</p> <p>犯罪被害者等基本計画</p>	<p>年月日</p> <p>平成15年12月</p> <p>平成16年法律第161号</p> <p>平成17年12月</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進(第1-1-(4)) 通訳体制の確立(第3-3-(2))</p> <p>保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)</p> <p>職員等に対する研修の充実等(V-第2-3-(1)-イ)</p>																																																						

施策名	矯正施設における適正な処遇の実施																																																																										
施策の概要	被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。																																																																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>〔達成目標 1～4〕</p> <p>犯罪のない社会、被害者を生まない社会の実現に向けては、再犯の防止が喫緊の課題であるといえ、そのためには、受刑者及び少年院在院者に対し、適正な矯正処遇等を実施し、その改善更生・社会復帰を図っていく必要性が認められる。</p> <p>性犯罪再犯防止指導については、各対象者に対して必要な密度のプログラムを提供でき、受講者の再犯リスク要因の得点が低下した。受刑者に対する職業訓練については、一般人と比較して訓練を受講した受刑者の資格取得率が高く、訓練受講者数の割合は上昇し、資格・免許の取得者数についても増加が見られた。</p> <p>また、少年院在院者に対する就労・就学支援については、関係機関と適切に連携しながら行った結果、少年院在院者の進路決定率は、平成18年以前と比較すると高い数値を示した。少年院在院者の保護者に対する面談等についても、保護者参加型の教育活動等と併せて実施するよう努め、全国の少年院では面談を11,701回、講習会を160回実施しており、一定の効果が見込まれる等、いずれの施策についても、その効率性・有効性が認められる。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>これらの政策には必要性、効率性及び有効性が認められ、平成21年度においても、推進・継続する。</p> <p>なお、無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点から、「直営工事に必要な職業訓練」については、平成22年度以降、一般職業訓練に取り込んで実施することとし、当該訓練分の予算を削減することを検討している。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="360 947 1458 1608"> <tr> <td colspan="6" data-bbox="360 947 1458 976">達成目標 1</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="360 976 1458 1028">個々の受刑者の再犯につながりやすい問題性の大きさに応じた適切な指導密度の処遇プログラムを実施し、再犯につながりやすい問題性の改善を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1028 435 1111">指標</td> <td data-bbox="435 1028 703 1111">受刑者の性犯罪者処遇プログラム受講前後の問題性の変化</td> <td data-bbox="703 1028 823 1111">目標値等</td> <td data-bbox="823 1028 963 1111">受講者の問題性が低下すること</td> <td data-bbox="963 1028 1086 1111">測定結果</td> <td data-bbox="1086 1028 1458 1111">再犯リスク要因の得点が6.57点から5.21点まで低下した。</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="360 1111 1458 1140">達成目標 2</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="360 1140 1458 1191">受刑者に対し、出所後の就労に役立つ免許若しくは資格の取得、又は職業に必要な知識及び技能の習得を目的として職業訓練を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1191 435 1323">指標</td> <td data-bbox="435 1191 703 1323">受講者数、受講者数／受刑者数、修了者数、資格又は免許の取得者数</td> <td data-bbox="703 1191 823 1323">目標値等</td> <td data-bbox="823 1191 963 1323">対前年度増</td> <td data-bbox="963 1191 1086 1323">測定結果</td> <td data-bbox="1086 1191 1458 1323">受講者数：2,917人（113人減）、受講者数／受刑者数：4.6パーセント（0.3ポイント増）、修了者数：2,513人（122人減）資格又は免許の取得者数：3,929人（739人増）</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="360 1323 1458 1352">達成目標 3</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="360 1352 1458 1382">少年院在院者に対する就労・就学支援を積極的に実施し、出院時の進路決定率の向上に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1382 435 1429">指標</td> <td data-bbox="435 1382 703 1429">少年院 出院者の進路決定率</td> <td data-bbox="703 1382 823 1429">目標値等</td> <td data-bbox="823 1382 963 1429">対前年度増</td> <td data-bbox="963 1382 1086 1429">測定結果</td> <td data-bbox="1086 1382 1458 1429">39.4（0.4ポイント減）</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="360 1429 1458 1458">達成目標 4</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="360 1458 1458 1487">少年院在院者の保護者に対し、機会を捉えて積極的に、指導、助言その他の適当な措置をとる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1487 435 1608">指標</td> <td data-bbox="435 1487 703 1608">保護者面談の実施回数・比率等、保護者講習会の実施回数・比率等</td> <td data-bbox="703 1487 823 1608">目標値等</td> <td data-bbox="823 1487 963 1608">平成20年四半期ごとの実施回数・比率等の向上</td> <td data-bbox="963 1487 1086 1608">測定結果</td> <td data-bbox="1086 1487 1458 1608">面談実施回数は、第1四半期から第4四半期まで2,759回、2,577回、3,102回、3,261回と増加傾向。講習会実施回数も同様に、21回、34回、55回、50回とおおむね増加。</td> </tr> </table>			達成目標 1						個々の受刑者の再犯につながりやすい問題性の大きさに応じた適切な指導密度の処遇プログラムを実施し、再犯につながりやすい問題性の改善を図る。						指標	受刑者の性犯罪者処遇プログラム受講前後の問題性の変化	目標値等	受講者の問題性が低下すること	測定結果	再犯リスク要因の得点が6.57点から5.21点まで低下した。	達成目標 2						受刑者に対し、出所後の就労に役立つ免許若しくは資格の取得、又は職業に必要な知識及び技能の習得を目的として職業訓練を実施する。						指標	受講者数、受講者数／受刑者数、修了者数、資格又は免許の取得者数	目標値等	対前年度増	測定結果	受講者数：2,917人（113人減）、受講者数／受刑者数：4.6パーセント（0.3ポイント増）、修了者数：2,513人（122人減）資格又は免許の取得者数：3,929人（739人増）	達成目標 3						少年院在院者に対する就労・就学支援を積極的に実施し、出院時の進路決定率の向上に努める。						指標	少年院 出院者の進路決定率	目標値等	対前年度増	測定結果	39.4（0.4ポイント減）	達成目標 4						少年院在院者の保護者に対し、機会を捉えて積極的に、指導、助言その他の適当な措置をとる。						指標	保護者面談の実施回数・比率等、保護者講習会の実施回数・比率等	目標値等	平成20年四半期ごとの実施回数・比率等の向上	測定結果	面談実施回数は、第1四半期から第4四半期まで2,759回、2,577回、3,102回、3,261回と増加傾向。講習会実施回数も同様に、21回、34回、55回、50回とおおむね増加。
達成目標 1																																																																											
個々の受刑者の再犯につながりやすい問題性の大きさに応じた適切な指導密度の処遇プログラムを実施し、再犯につながりやすい問題性の改善を図る。																																																																											
指標	受刑者の性犯罪者処遇プログラム受講前後の問題性の変化	目標値等	受講者の問題性が低下すること	測定結果	再犯リスク要因の得点が6.57点から5.21点まで低下した。																																																																						
達成目標 2																																																																											
受刑者に対し、出所後の就労に役立つ免許若しくは資格の取得、又は職業に必要な知識及び技能の習得を目的として職業訓練を実施する。																																																																											
指標	受講者数、受講者数／受刑者数、修了者数、資格又は免許の取得者数	目標値等	対前年度増	測定結果	受講者数：2,917人（113人減）、受講者数／受刑者数：4.6パーセント（0.3ポイント増）、修了者数：2,513人（122人減）資格又は免許の取得者数：3,929人（739人増）																																																																						
達成目標 3																																																																											
少年院在院者に対する就労・就学支援を積極的に実施し、出院時の進路決定率の向上に努める。																																																																											
指標	少年院 出院者の進路決定率	目標値等	対前年度増	測定結果	39.4（0.4ポイント減）																																																																						
達成目標 4																																																																											
少年院在院者の保護者に対し、機会を捉えて積極的に、指導、助言その他の適当な措置をとる。																																																																											
指標	保護者面談の実施回数・比率等、保護者講習会の実施回数・比率等	目標値等	平成20年四半期ごとの実施回数・比率等の向上	測定結果	面談実施回数は、第1四半期から第4四半期まで2,759回、2,577回、3,102回、3,261回と増加傾向。講習会実施回数も同様に、21回、34回、55回、50回とおおむね増加。																																																																						
政策評価の結果の政策への反映状況	直営工事職業訓練について、その訓練内容を検討した結果、一般職業訓練において同様な訓練を実施していることから、平成21年度をもって、直営工事職業訓練を一般職業訓練へ統合し、統合される同訓練経費については減額した。																																																																										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																																																								
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	少年院における処遇の充実強化（第2－1－④） 刑務所等矯正施設の過剰収容の解消と矯正処遇の強化（第5－⑨）																																																																								
	青少年育成施策大綱	平成20年12月	4－（2）－①－ii、iv																																																																								

<p>施策名</p>	<p>保護観察対象者等の改善更生</p>																																																																																
<p>施策の概要</p>	<p>保護観察対象者等の改善更生を図るため、保護観察処遇の充実強化、長期刑仮釈放者の社会復帰の促進、更生保護施設の積極的な活用による保護観察対象者等の自立更生の促進等の施策を実施する。</p>																																																																																
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>[達成目標 1～3]</p> <p>保護観察対象者等の改善更生を図るため、覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施、性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施、地域の経済団体、企業等の協力による協力雇用主の拡大と厚生労働省等と連携した就労支援の実施、保護観察対象少年を主な対象とする社会参加活動の実施、長期刑仮釈放者に対するより積極的な中間処遇の実施、更生保護施設の積極的な活用等の施策を推進した。いずれの施策についても、おおむね測定指標の目標値を達成し、その必要性・効率性・有効性が認められた。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>これらの結果を踏まえ、引き続き、保護観察処遇の充実強化、保護観察対象者等に対する就労支援等の施策を推進するとともに、更生保護施設の受入れ態勢を一層強化するため、施設職員の人材育成や専門的処遇の普及等を図っていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="360 779 1477 1323"> <tr> <td colspan="6">達成目標1</td> </tr> <tr> <td colspan="6">保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。</td> </tr> <tr> <td>指標1</td> <td>覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施実人員数</td> <td>目標値等</td> <td>対前年増</td> <td>測定結果</td> <td>3,664人 (前年3,664人)</td> </tr> <tr> <td>指標2</td> <td>性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化</td> <td>目標値等</td> <td>受講者の問題性の低下</td> <td>測定結果</td> <td>3.2点 (受講前6.8点)</td> </tr> <tr> <td>指標3</td> <td>保護観察終了者に占める無職者の割合</td> <td>目標値等</td> <td>対前年減</td> <td>測定結果</td> <td>18.9% (前年20.0%)</td> </tr> <tr> <td>指標4</td> <td>社会参加活動の活動場所の確保</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の数を維持</td> <td>測定結果</td> <td>292箇所 (前年322箇所)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">達成目標2</td> </tr> <tr> <td colspan="6">長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。</td> </tr> <tr> <td>指標</td> <td>中間処遇実施予定者の選定率(実施予定者/仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者)</td> <td>目標値等</td> <td>対前年増</td> <td>測定結果</td> <td>27.7% (前年28.6%)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">達成目標3</td> </tr> <tr> <td colspan="6">更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。</td> </tr> <tr> <td>指標1</td> <td>全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)</td> <td>目標値等</td> <td>対前年度増</td> <td>測定結果</td> <td>75.0% (前年度74.6%)</td> </tr> <tr> <td>指標2</td> <td>更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST、酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数</td> <td>目標値等</td> <td>対前年度増</td> <td>測定結果</td> <td>7,954人 (前年度7,927人)</td> </tr> </table>			達成目標1						保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。						指標1	覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施実人員数	目標値等	対前年増	測定結果	3,664人 (前年3,664人)	指標2	性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化	目標値等	受講者の問題性の低下	測定結果	3.2点 (受講前6.8点)	指標3	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	対前年減	測定結果	18.9% (前年20.0%)	指標4	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等	前年度の数を維持	測定結果	292箇所 (前年322箇所)	達成目標2						長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。						指標	中間処遇実施予定者の選定率(実施予定者/仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者)	目標値等	対前年増	測定結果	27.7% (前年28.6%)	達成目標3						更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。						指標1	全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)	目標値等	対前年度増	測定結果	75.0% (前年度74.6%)	指標2	更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST、酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数	目標値等	対前年度増	測定結果	7,954人 (前年度7,927人)
達成目標1																																																																																	
保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。																																																																																	
指標1	覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施実人員数	目標値等	対前年増	測定結果	3,664人 (前年3,664人)																																																																												
指標2	性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化	目標値等	受講者の問題性の低下	測定結果	3.2点 (受講前6.8点)																																																																												
指標3	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	対前年減	測定結果	18.9% (前年20.0%)																																																																												
指標4	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等	前年度の数を維持	測定結果	292箇所 (前年322箇所)																																																																												
達成目標2																																																																																	
長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。																																																																																	
指標	中間処遇実施予定者の選定率(実施予定者/仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者)	目標値等	対前年増	測定結果	27.7% (前年28.6%)																																																																												
達成目標3																																																																																	
更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。																																																																																	
指標1	全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)	目標値等	対前年度増	測定結果	75.0% (前年度74.6%)																																																																												
指標2	更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST、酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数	目標値等	対前年度増	測定結果	7,954人 (前年度7,927人)																																																																												
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>保護観察対象者等の改善更生を図るため、性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施、更生保護施設の積極的な活用等の施策を推進したところ、概ね測定指標の目標値を達成し、その必要性・効率性・有効性が認められたことから、引き続き、これらの施策を推進することとしたほか、平成22年度はこれらの評価結果に基づき、平成22年度予算において、簡易薬物検出検査試薬の見直し、協力雇用主の活用の充実強化、更生保護施設における保護人員の拡大等に係る経費を計上した。</p>																																																																																
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008</p>	<p>年月日</p> <p>平成20年12月</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>第2-2-③ <福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施></p> <p>第2-2-④ <刑務所出所者等の就労先の確保></p> <p>第2-2-⑤ <入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施></p> <p>第2-2-⑧ <保護観察における処遇の充実強化></p> <p>第4-4-③ <薬物乱用防止に向けた取組の推進></p>																																																																														

<p>施策名</p>	<p>出入国の公正な管理</p>																																												
<p>施策の概要</p>	<p>平成20年度までの5年間で不法滞在者を半減させ我が国社会の安全と秩序の維持を目指すとともに、我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。</p>																																												
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>〔達成目標1〕 不法残留者数は、依然として高水準にあり、適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしていること等から、緊急に施策を実施する必要があるところ、不法滞在者の半減について、おおむね達成することができ、その必要性・効率性・有効性が認められる。</p> <p>〔達成目標2〕 現在我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を増進し、観光立国実現に貢献することが求められているところ、入国審査待ち時間短縮に向けた取組が一定の成果を挙げており、その必要性・効率性・有効性が認められる。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>〔達成目標1〕 今後は不法滞在者を生まない社会の構築のための施策を強力に進めていく予定である。</p> <p>〔達成目標2〕 待ち時間の短縮に有効と考えられるAPIS等の効率的な実施を推進していくほか、入国審査の待ち時間を短縮するために、入国審査官の一層機動的な配置等の運用を図っていく予定である。</p> <p>なお、無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点から、プレクリアランスの見直しと到着時審査前の出入国カードの点検の適切な実施方策の検討などを行い、待ち時間短縮に向けた施策の更なる効率化を図るなど今後ともより適切に実施することとしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="375 1025 1474 1487"> <tr> <td colspan="6" data-bbox="375 1025 1474 1059"> <p>達成目標1</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="375 1059 1474 1086"> <p>平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。(平成15年度から平成20年度までの目標)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1086 531 1234"> <p>指 標</p> </td> <td data-bbox="531 1086 810 1234"> <p>平成20年末における我が国における不法滞在者数(推計値)</p> </td> <td data-bbox="810 1086 933 1234"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="933 1086 1150 1234"> <p>12.5万人以下</p> </td> <td data-bbox="1150 1086 1273 1234"> <p>測定結果</p> </td> <td data-bbox="1273 1086 1474 1234"> <p>11万3,072人(不法残留者数) 1万5千人～2万3千人(潜在不法入国者数)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1234 531 1375"> <p>参考指標</p> </td> <td data-bbox="531 1234 810 1375"> <p>厳格な出入国審査、強力な摘発、円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況</p> </td> <td data-bbox="810 1234 933 1375"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="933 1234 1150 1375"> <p>効果的な不法滞在者対策の実施</p> </td> <td data-bbox="1150 1234 1273 1375"> <p>測定結果</p> </td> <td data-bbox="1273 1234 1474 1375"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="375 1375 1474 1402"> <p>達成目標2</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="375 1402 1474 1429"> <p>円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1429 531 1487"> <p>指 標</p> </td> <td data-bbox="531 1429 810 1487"> <p>空港での審査に要する最長待ち時間</p> </td> <td data-bbox="810 1429 933 1487"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="933 1429 1150 1487"> <p>20分以下</p> </td> <td data-bbox="1150 1429 1273 1487"> <p>測定結果</p> </td> <td data-bbox="1273 1429 1474 1487"> <p>平均20分台</p> </td> </tr> </table>			<p>達成目標1</p>						<p>平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。(平成15年度から平成20年度までの目標)</p>						<p>指 標</p>	<p>平成20年末における我が国における不法滞在者数(推計値)</p>	<p>目標値等</p>	<p>12.5万人以下</p>	<p>測定結果</p>	<p>11万3,072人(不法残留者数) 1万5千人～2万3千人(潜在不法入国者数)</p>	<p>参考指標</p>	<p>厳格な出入国審査、強力な摘発、円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況</p>	<p>目標値等</p>	<p>効果的な不法滞在者対策の実施</p>	<p>測定結果</p>	<p>—</p>	<p>達成目標2</p>						<p>円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。</p>						<p>指 標</p>	<p>空港での審査に要する最長待ち時間</p>	<p>目標値等</p>	<p>20分以下</p>	<p>測定結果</p>	<p>平均20分台</p>
<p>達成目標1</p>																																													
<p>平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。(平成15年度から平成20年度までの目標)</p>																																													
<p>指 標</p>	<p>平成20年末における我が国における不法滞在者数(推計値)</p>	<p>目標値等</p>	<p>12.5万人以下</p>	<p>測定結果</p>	<p>11万3,072人(不法残留者数) 1万5千人～2万3千人(潜在不法入国者数)</p>																																								
<p>参考指標</p>	<p>厳格な出入国審査、強力な摘発、円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況</p>	<p>目標値等</p>	<p>効果的な不法滞在者対策の実施</p>	<p>測定結果</p>	<p>—</p>																																								
<p>達成目標2</p>																																													
<p>円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。</p>																																													
<p>指 標</p>	<p>空港での審査に要する最長待ち時間</p>	<p>目標値等</p>	<p>20分以下</p>	<p>測定結果</p>	<p>平均20分台</p>																																								
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>政策評価の結果、一定の効果がみられるものの、予算執行調査結果を踏まえ、プレクリアランス事業を休止することにより、予算の減額を行った。</p> <p>他方、平成22年度予算において、不法滞在者縮減に向けた更なる厳格化のため、組織として地方入国管理局支局（東京入国管理局羽田空港支局）を増設し、人員として同支局における出入国審査要員等137人及び違反調査要員等20人、その他、地方空港における出入国審査要員10人、地方入国管理局における在留管理要員23人及び難民(審判)要員17人を増員した。</p> <p>また、外国人の円滑な受入れのため、組織として地方入国管理局支局を増設(再掲)し、人員として同支局における出入国審査要員等137人(再掲)、地方空港における出入国審査要員10人(再掲)を増員した。</p>																																												
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																										
	<p>「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」</p>	<p>平成15年12月</p>	<p>「犯罪の温床となる不法滞在者を、今後5年間で半減させ、(以下略)」</p>																																										
	<p>「観光立国推進基本計画」</p>	<p>平成19年6月29日</p>	<p>「出入国手続の迅速化・円滑化を図り、外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を20分以下にすることを目標とする。」</p>																																										

<p>施策名</p>	<p>法務行政における国際協力の推進</p>																																																																																																																																																												
<p>施策の概要</p>	<p>国際連合に協力して行う研修・研究及び調査、並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。</p>																																																																																																																																																												
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>〔達成目標 1 及び 2〕</p> <p>国連アジア極東犯罪防止研修所が実施した国際研修・セミナーでは開発途上国を中心に多数の国から参加が得られ、また質の高い内容の研修を行うことにより、効率的な研修を実施することができた。同研修所が参加した会議はいずれも国連主催の重要な会議であり、国連の犯罪防止施策の強化に寄与するとともに、効率的に人的ネットワークを拡充することができた。これらを踏まえ、本施策の実施は有効であったと評価した。</p> <p>〔達成目標 3 から 6〕</p> <p>法制度整備支援の実施に当たっては、その効果が最大限になるよう、短期・長期専門家の派遣、本邦及び現地における研修・セミナーの開催等の多様な手法を組み合わせることで支援を実施し、ベトナムで民事判決執行法が成立するなど大きな成果を挙げた。これらを踏まえ、本施策の実施は有効であったと評価した。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>以上の評価結果を踏まえ、本施策を継続して実施することとした。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="6">達成目標 1</td> </tr> <tr> <td colspan="6">犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。</td> </tr> <tr> <td>指標 1</td> <td>研修の実施件数</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>9 回 (H19年度 9 回)</td> </tr> <tr> <td>指標 2</td> <td>研修の参加人数</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>162人 (H19年度 168人)</td> </tr> <tr> <td>指標 3</td> <td>研修員の研修に対する満足度</td> <td>目標値等</td> <td>80%以上</td> <td>測定結果</td> <td>アンケートの結果、満足度は80%以上</td> </tr> <tr> <td colspan="6">達成目標 2</td> </tr> <tr> <td colspan="6">国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。</td> </tr> <tr> <td>指標 1</td> <td>国際会議への参加回数</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>3 回 (H19年度 3 回)</td> </tr> <tr> <td>指標 2</td> <td>国際会議への参加人数</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>4 人 (H19年度 5 人)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">達成目標 3</td> </tr> <tr> <td colspan="6">開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援活動の一環として行う国際研修を実施する。</td> </tr> <tr> <td>指標 1</td> <td>研修の実施件数</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>11回 (H19年度 7 回)</td> </tr> <tr> <td>指標 2</td> <td>研修の参加人数</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>114人 (H19年度 72人)</td> </tr> <tr> <td>指標 3</td> <td>研修員の研修に対する満足度</td> <td>目標値等</td> <td>80%以上</td> <td>測定結果</td> <td>アンケートの結果、満足度は80%以上</td> </tr> <tr> <td colspan="6">達成目標 4</td> </tr> <tr> <td colspan="6">法制度整備支援に関し、諸外国の法制等に関する調査研究を実施する。</td> </tr> <tr> <td>指標 1</td> <td>諸外国への調査職員への派遣件数</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>3 件 (H19年度 4 件)</td> </tr> <tr> <td>指標 2</td> <td>諸外国からの研究員の招へい人数</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>8 人 (H19年度 9 人)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">達成目標 5</td> </tr> <tr> <td colspan="6">法制度整備支援に関し、支援対象国における積極的かつ効果的な活動を推進するための専門家を派遣する。</td> </tr> <tr> <td>指標 1</td> <td>専門家の派遣依頼件数に係る対応率</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>100% (H19年度 100%)</td> </tr> <tr> <td>指標 2</td> <td>専門家の派遣依頼人数に係る対応率</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>100% (H19年度 100%)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">達成目標 6</td> </tr> <tr> <td colspan="6">法制度整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議を開催する。</td> </tr> <tr> <td>指標 1</td> <td>会議の開催回数</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>1 回 (H19年度 1 回)</td> </tr> <tr> <td>指標 2</td> <td>会議への参加人数</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の実績を維持</td> <td>測定結果</td> <td>121人 (H19年度 105人)</td> </tr> </table>	達成目標 1						犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。						指標 1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	9 回 (H19年度 9 回)	指標 2	研修の参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	162人 (H19年度 168人)	指標 3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	80%以上	測定結果	アンケートの結果、満足度は80%以上	達成目標 2						国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。						指標 1	国際会議への参加回数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	3 回 (H19年度 3 回)	指標 2	国際会議への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	4 人 (H19年度 5 人)	達成目標 3						開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援活動の一環として行う国際研修を実施する。						指標 1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	11回 (H19年度 7 回)	指標 2	研修の参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	114人 (H19年度 72人)	指標 3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	80%以上	測定結果	アンケートの結果、満足度は80%以上	達成目標 4						法制度整備支援に関し、諸外国の法制等に関する調査研究を実施する。						指標 1	諸外国への調査職員への派遣件数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	3 件 (H19年度 4 件)	指標 2	諸外国からの研究員の招へい人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	8 人 (H19年度 9 人)	達成目標 5						法制度整備支援に関し、支援対象国における積極的かつ効果的な活動を推進するための専門家を派遣する。						指標 1	専門家の派遣依頼件数に係る対応率	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	100% (H19年度 100%)	指標 2	専門家の派遣依頼人数に係る対応率	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	100% (H19年度 100%)	達成目標 6						法制度整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議を開催する。						指標 1	会議の開催回数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	1 回 (H19年度 1 回)	指標 2	会議への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	121人 (H19年度 105人)
達成目標 1																																																																																																																																																													
犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。																																																																																																																																																													
指標 1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	9 回 (H19年度 9 回)																																																																																																																																																								
指標 2	研修の参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	162人 (H19年度 168人)																																																																																																																																																								
指標 3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	80%以上	測定結果	アンケートの結果、満足度は80%以上																																																																																																																																																								
達成目標 2																																																																																																																																																													
国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。																																																																																																																																																													
指標 1	国際会議への参加回数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	3 回 (H19年度 3 回)																																																																																																																																																								
指標 2	国際会議への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	4 人 (H19年度 5 人)																																																																																																																																																								
達成目標 3																																																																																																																																																													
開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援活動の一環として行う国際研修を実施する。																																																																																																																																																													
指標 1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	11回 (H19年度 7 回)																																																																																																																																																								
指標 2	研修の参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	114人 (H19年度 72人)																																																																																																																																																								
指標 3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	80%以上	測定結果	アンケートの結果、満足度は80%以上																																																																																																																																																								
達成目標 4																																																																																																																																																													
法制度整備支援に関し、諸外国の法制等に関する調査研究を実施する。																																																																																																																																																													
指標 1	諸外国への調査職員への派遣件数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	3 件 (H19年度 4 件)																																																																																																																																																								
指標 2	諸外国からの研究員の招へい人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	8 人 (H19年度 9 人)																																																																																																																																																								
達成目標 5																																																																																																																																																													
法制度整備支援に関し、支援対象国における積極的かつ効果的な活動を推進するための専門家を派遣する。																																																																																																																																																													
指標 1	専門家の派遣依頼件数に係る対応率	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	100% (H19年度 100%)																																																																																																																																																								
指標 2	専門家の派遣依頼人数に係る対応率	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	100% (H19年度 100%)																																																																																																																																																								
達成目標 6																																																																																																																																																													
法制度整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議を開催する。																																																																																																																																																													
指標 1	会議の開催回数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	1 回 (H19年度 1 回)																																																																																																																																																								
指標 2	会議への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持	測定結果	121人 (H19年度 105人)																																																																																																																																																								

<p>政策評価の結果 の政策への反映 状況</p>	<p>必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても高い評価を得て目標を達成できたという結果を踏まえ、引き続き国際連合に協力して行う研修・研究及び調査活動を積極的に推進するとともに、「法整備支援に関する基本方針」等に示された法制度整備支援事業の戦略的な展開を推進するものとして、平成22年度予算において、刑事司法運営の改善、国際協力推進及び法制度整備支援活動のための経費等を計上した。 (平成22年度予算額：178百万円〔平成21年度予算額：184百万円〕)</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>我が国法制度整備支援に関する基本的考え方</p>	<p>平成20年1月30日 第13回海外経済協力会議</p>	<p>・・・法制度整備支援は・・・海外経済協力の重要分野の一つとして、戦略的に進めていくべきである。</p>
	<p>法制度整備支援に関する基本方針</p>	<p>平成21年4月22日 第21回海外経済協力会議</p>	<p>・・・法制度整備支援は・・・我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。</p>
	<p>G8司法・内務大臣会議総括宣言</p>	<p>平成20年6月11日 ～13日東京会議</p>	<p>・・・我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。</p>
<p>キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言</p>	<p>平成20年6月11日 ～13日東京会議</p>	<p>・・・キャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性にかんがみ、我々はこの間に、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。</p>	

9-4-③ 総合評価方式により事後評価した政策

<p>施策名</p>	<p>裁判員制度の啓発推進</p>																		
<p>施策の概要</p>	<p>裁判員制度は、国民に全く新たな義務を課すものであることから、国民に対し、裁判員制度の意義及び内容を正確に伝え、制度施行前に、制度に対する不安・負担感を確実に払拭し、制度への参加意識の醸成を図っていく必要がある。</p>																		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>本施策では、国民に対する制度の認知率を100パーセントにするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合（参加応諾率）を70パーセント以上とすることを目標としている。制度についての情報を提供して広報することは、認知率及び参加応諾率の向上に有効であることから、これまで、広報活動に努めてきた。</p> <p>制度に対する認知率については、平成21年5月から6月にかけて内閣府が実施した「裁判員制度に関する世論調査」^(注)において、裁判員制度を知っていると回答した方の割合は97.4パーセントとなっており、目標をおおむね達成した。また、参加応諾率については、同世論調査において、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方（裁判員候補者に選ばれたら裁判所においていただけるかとの質問に対し、「義務であるか否かにかかわらず、行きたいと思う」、「義務であるから、なるべく行かなければならないと思う」と回答した方）の割合が71.5パーセントとなっており、目標を達成した。</p> <p>(注) 内閣府による「裁判員制度に関する世論調査」の結果（平成21年5月～6月実施） http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-saiban/index.html</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p>これまでの広報活動の結果、認知率は目標をおおむね達成し、参加応諾率は目標を達成するなど、一定の成果を上げることができ、裁判員制度広報の所期の目的を達成することができた。裁判員制度の円滑な実施・定着に向け、今後も、必要な取組を進める必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1084 1505 1451"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="347 1084 539 1122"> <p>達成目標</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="347 1133 1505 1229"> <p>国民の裁判員制度に対する認知率を100%にするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合を全体の70%以上とする（目標期間は平成18年度から平成20年度とする。）。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1240 539 1317"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="547 1240 930 1317"> <p>国民の裁判員制度に対する認知率を100%</p> </td> <td data-bbox="938 1240 1233 1317"> <p>測定結果</p> </td> <td data-bbox="1241 1240 1505 1317"> <p>97.4%（おおむね達成）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1328 539 1451"></td> <td data-bbox="547 1328 930 1451"> <p>裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合（参加応諾率）を70%以上</p> </td> <td data-bbox="938 1328 1233 1451"> <p>測定結果</p> </td> <td data-bbox="1241 1328 1505 1451"> <p>71.5%（達成）</p> </td> </tr> </table>			<p>達成目標</p>				<p>国民の裁判員制度に対する認知率を100%にするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合を全体の70%以上とする（目標期間は平成18年度から平成20年度とする。）。</p>				<p>目標値等</p>	<p>国民の裁判員制度に対する認知率を100%</p>	<p>測定結果</p>	<p>97.4%（おおむね達成）</p>		<p>裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合（参加応諾率）を70%以上</p>	<p>測定結果</p>	<p>71.5%（達成）</p>
<p>達成目標</p>																			
<p>国民の裁判員制度に対する認知率を100%にするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合を全体の70%以上とする（目標期間は平成18年度から平成20年度とする。）。</p>																			
<p>目標値等</p>	<p>国民の裁判員制度に対する認知率を100%</p>	<p>測定結果</p>	<p>97.4%（おおむね達成）</p>																
	<p>裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合（参加応諾率）を70%以上</p>	<p>測定結果</p>	<p>71.5%（達成）</p>																
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>政策評価の目標達成に伴う事業規模の見直しによる旅費の減額等を行ったが、その後の行政刷新会議による事業仕分けの評価結果「予算計上見送り」（広報等の在り方を抜本的に見直すべし）を受け、裁判員制度啓発推進経費としての予算計上は見送った。ただし、国民からの説明要請に応じた説明会等の実施に必要な経費を予算計上した。</p>																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>																
	<p>第162回国会 内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成17年1月21日</p>	<p>(国民の「安心」の確保) 裁判員制度の着実な実施</p>																
	<p>総理大臣閣議発言</p>	<p>平成19年5月22日</p>	<p>内閣を挙げての広報活動への取組</p>																

<p>施策名</p>	<p>破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づき、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全を図る。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>1 オウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分を厳正に実施するため、必要な調査を行ったほか、教団施設に対する立入検査、教団からの報告徴取を実施した。立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態や再発防止処分の必要性の把握等をする上での効率性及び有効性が高いと考える。</p> <p>また、公安調査庁長官が、立入検査及び教団からの報告徴取等を踏まえて、観察処分の期間の更新を請求したところ、公安審査委員会は、団体規制法第5条第4項の規定に基づき、観察処分の期間を更新する決定を行ったことから、施策の効果が認められる。</p> <p>さらに、関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請については、提供先から一定の評価を得ていること及び継続的な調査結果提供の請求を受けていることから、施策の効果が認められる。意見交換会についても、地域住民から継続的な開催を求められており、地域住民の不安感を軽減する上で一定の効果があつたと考える。</p> <p>2 破壊的団体等に関する調査及びその過程で得られた情報の提供に関しては、北海道洞爺湖サミットの開催に際して特別調査体制を敷き、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するなど情勢の変化に応じて柔軟に対応した。</p> <p>また、緊急性の高い情報は、随時、政府・関係機関へ直接提供したところ、提供先から更に継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価が得られたと考える。</p> <p>さらに、その他の情報については、各種資料を作成して配付したり、ホームページに掲載するなどした。このように、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供を行ったと考える。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>1 教団が現在も無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持していることに加え、教団施設が存する地域住民が抱えている不安感を払拭する必要もあることから、更に教団の活動状況及び危険性を解明するため、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施する。</p> <p>2 国際テロ、北朝鮮に関する諸問題等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっていることから、これまでと同様、引き続き「官邸における情報機能の強化の方針」等に基づき、我が国及び国民の安全・安心を確保することに寄与するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させ、調査体制を充実強化していく必要がある。</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>教団に対する観察処分の実施については、関係地方公共団体の長から継続的な調査結果提供の請求を受けるなど施策の効果が認められたという評価結果を踏まえ、今後、更に教団の活動状況及び危険性を解明する必要があることから、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施するための経費として、平成22年度予算において、44,398千円（対前年度△27,492千円）を計上した。</p> <p>一方、破壊的団体等に関する調査の過程で得られる情報については、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供を行ったという評価結果を踏まえ、今後、更に北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させ、調査体制を充実強化していくための措置として、平成22年度予算において、2,278,503千円（対前年度△226,231千円）を計上するとともに、北朝鮮・朝鮮総連調査体制の充実強化のための増員を行った（増員34人）。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>第164回国会内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成18年1月20日</p>	<p>テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。</p>

施策名	人権の擁護		
施策の概要	人権が尊重され、人権侵害が生起しない人権尊重社会を実現するため、国民の一人一人の心に訴える人権啓発活動の実施や充実した人権相談・調査救済体制を整備する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>人権啓発フェスティバルは、人権に関するイベントに初めて参加した人の割合が半数を超えており（60.1パーセント）、また、ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」は、高評価率が95パーセント以上であることから、人権の啓発という側面から非常に効果的であった。一方、人権週間に合わせた各種啓発活動は、講演会等の各種イベント形式のものは参加者から高い評価を得ているが、街頭啓発型の啓発活動についてはその活動目的、啓発テーマ及び啓発対象者並びに期待すべき効果についての分析、設定等が十分に行われていない。</p> <p>したがって、その効果を検証することが難しいことから、これらについて今後検討する必要がある。総じて、啓発活動については、各アンケート調査結果における高評価及びマスメディアによる報道回数が啓発活動の実施回数を上回っていることから、限られた行政資源で十分な効果をあげることができた。</p> <p>また、様々な人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局及びその支局における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等において特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話及びインターネットなど様々な手段によって、いつでも気軽に人権相談ができる環境を整えた。</p> <p>特に、子ども、高齢者、障害のある人及び女性などに関する人権問題については、①「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」の設置、②「子どもの人権SOSミニレター」の全国の小・中学生への配布、③高齢者施設、知的障害者更生施設などの社会福祉施設等における特設相談所の開設等により、人権侵害等の状況の内容の把握に努め、その結果、人権侵害が認められる場合には、迅速的確に救済措置を講じることができた。</p> <p>以上のことから、これらの施策はその必要性、効率性、有効性が認められた。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>人権啓発フェスティバルは、全体の参加者数の増加とともに、参加者が少ない20代以下の参加者数の増加や、より啓発効果の高い講演会等への参加者数の増加方策を検討する。さらに、人権週間に合わせた各種啓発活動の実施については、街頭啓発型等の活動目的等の分析、明確化を図るとともに、より効果的にマスメディアの注目を得られる実施方法への変更や効果設定が明確な講演会・シンポジウム型、パネル等展示型へ移行することなどを検討する。</p> <p>なお、無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点から、人権啓発活動ネットワーク協議会のホームページについては、各ネットワーク協議会の事務局を務める法務局・地方法務局に対し、適宜・適切な情報の更新を図るよう指示している。</p> <p>また、人権侵害事件の端緒を把握する人権相談体制の充実強化は、人権侵害による被害者の実効的救済のために必要不可欠であり、人権相談体制の周知等に努めるとともに、国民にとってより一層相談しやすい環境の整備に努めるなど、本施策を推進していく必要がある。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>これまでの取組の結果、効果が見込まれることから、平成22年度予算において、本事務事業を引き続き推進するために必要な経費を計上した。</p> <p>（平成22年度予算額：3,507百万円 [平成21年度予算額：3,582百万円]）</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	子ども安全・安心加速化プラン（犯罪対策閣僚会議決定）	平成18年6月	Ⅲ－1－（2） 困難を抱えた子どもの相談活動の充実

施策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理		
施策の概要	<p>裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）の趣旨に従い、国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行するため、①訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び②法律意見照会制度の積極的利用の促進を目標として、種々の施策を実施することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>適正・迅速な訴訟追行を実現するためには、訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的な利用を促進する必要がある。</p> <p>訟務組織における人的・物的体制の充実・強化に当たっては、①準備書面作成支援システムの充実、②新たに導入したモバイルパソコンの活用により争点整理等に要する時間の短縮、準備書面等の作成の効率化、③各種会議等の開催による訟務担当者の能力向上への寄与を図った。また、法律意見照会制度の積極的な利用の促進に当たっては、④所管行政庁等に対する法律意見照会制度の周知による利用促進、⑤法律意見照会事例集の活用による事務処理能力向上への寄与を図った。</p> <p>ところで、国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護し、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律に基づいた行政活動の実施により一層寄与することとなり、その必要性は大いに認められるところである。</p> <p>また、上記に掲げた施策を実施することは、訟務組織がこれまでに蓄積してきた裁判を適正・迅速に処理するためのノウハウをより一層向上させることになり、限られた行政資源で適正・迅速な訴訟追行をすることができるという点で効率的である。</p> <p>上記に掲げた施策の実施により、本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率（84.2パーセント）は前年度（82.3パーセント）を上回っている。これは、上記目標を実現するためのいずれの施策も訴訟追行の適正・迅速化に直接的・間接的に一定の効果として反映されたものと考えられ、それぞれの施策が的確かつ有効な手段であったといえる。</p> <p>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</p> <p>必要性、効率性、有効性のいずれも相応に評価することができ、適正・迅速な訴訟追行のため、引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実・強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実・強化を図る。また、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を実施する。</p> <p>なお、無駄の削減（行政支出総点検会議指摘事項）の観点から訴訟追行に必要な会議の見直しを図り、経費の節減を含めた効率的かつ適正な執行を実施していくこととしている。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、適正・迅速な訴訟追行のため、引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実・強化等の体制整備を図ることとした。</p> <p>また、無駄の削減の観点から、訟務追行に必要な各種会議の見直し等を行った。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成17年1月21日	国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

表9-4-④ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後）

政策の名称	法務に関する調査研究（再犯防止に関する総合的研究）
政策評価の結果の概要	<p>本研究では、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、「刑務所出所者等の再犯防止」が掲げられていることから、再犯防止策として盛り込まれた10の施策に活用できる基礎資料を提供することを目標とした。</p> <p>評価に当たっては、まず、本研究が再犯防止策を講ずる全般的な必要性・重要性を十分に示しているかという観点から、本研究の成果を評価した。次いで、我が国における再犯のリスク要因及び抑止要因等を分析し、上記10施策の検討に活用できる基礎資料となっているかという観点から、本研究の成果を評価した。さらに、これらの施策を講ずる上で参考となるものとして、諸外国における再犯防止策の実施状況の研究が十分に行われているかという観点からも、本研究の成果を評価した。</p> <p>その結果、本研究により、再犯防止策を講ずることの重要性が実証的に示されるとともに、我が国における再犯の状況及び再犯の要因分析に基づいて、いかなる原因に着目し、いかなる対象者を重点の対象とすべきかを検討する資料が得られていること、また、上記10施策の実施に参考となる諸外国における類似制度の実施状況も研究されていることから、本研究は、上記目標をほぼ達成したものと評価した。</p> <p>また、本研究では、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価のために設定した「研究評価検討委員会における評価基準」（以下「評価基準」という。）第4に掲げる各評価項目の合計点について、相当程度以上に効果があった（90点満点中63点以上）との評価を得ることを目標とした。研究評価検討委員会において評価基準に基づき本研究を評価したところ、本研究は必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、評点の合計点は90点であったことから、本研究は上記目標を達成したものと評価した。</p> <p>これらを踏まえ、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」研究であると認められ、法務省関係部局において、より効果的な再犯防止策等の諸施策を検討する上で活用できる基礎資料を提供するとの目的を達成したものと評価した。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>本研究については、所期の目的を達することができた。今後計画する研究についても同様の結果が得られるよう努める。</p>

政策の名称	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究）
政策評価の結果の概要	<p>本調査研究は、国連が主導する第6回国際犯罪被害実態調査に参加して行うものであり、国連が示した国際標準の質問票161項目について、適切に調査することを目標とした。</p> <p>本調査研究では、同質問票に、我が国の実情等に応じて若干の必要な修正を加えた上で、調査を行い、その成果を各国における調査結果の取りまとめを行っている機関に提供し、国際的な貢献を果たした。また、法務省ホームページや平成20年版犯罪白書にその概要を掲載するとともに、詳細を研究部報告に取りまとめて刊行して、法務省関係局部課等に提供した。</p> <p>以上を踏まえて外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において本研究について評価を行ったところ、本研究は、国連が示した国際標準の質問票161項目に即して適切に調査が行われているとの評価を得ることができた。また、本研究により犯罪情勢の実態を多面的に把握できていること、過去に行われた2回の同種調査の経験に基づくノウハウを活かして調査が行われていること、本研究で把握した犯罪被害の実態は犯罪防止策の貴重な資料となり得ることから、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からも高く評価された。</p> <p>したがって、国際標準の質問票161項目について適切に調査を行い、犯罪被害実態等の経年比較等を行うことによって、我が国の犯罪発生状況の実態を明らかにする基礎資料を提供するという本研究の目標・目的は達成できたものと評価した。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>本研究については、所期の目的を達することができた。今後計画する研究についても同様の結果が得られるよう努める。</p>